

## あとがき

1989年国連総会は、子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）を採択した。それから四半世紀以上が経過したが、世界の子どもの権利はいっそう厳しい状況に置かれている。それは日本においても同様である。このような状況を少しでも学生に伝え、少しでも改善したいとの思いで本書はつくられている。

そもそも本書は、編者が2015年まで所属していた大阪経済法科大学法学部で10年以上にわたって開講されているリレー講義「子どもと法」の担当者であり、同大学法学研究所の「子どもと法」研究会のメンバーであった執筆者を中心に編まれたものである。講義担当者は、憲法、民法、労働法、刑事法などそれぞれ専門の立場から、講義を行ってきた。「子どもと法」研究会では、東京大学名誉教授の堀尾輝久先生、日本福祉大学の加藤幸雄先生（当時副学長）など、わずか数人の研究会であったにも関わらず、ご報告いただき、研究会メンバーにはとても贅沢な時間であり、大きな刺激となった。

当初の予定では日本で最初の「子どもと法」についての概説書となることをもくろんでいたが、構想から3年あまりが経過し、本邦初ということはかなわなかった。本書の作成にあたって、かつての講義担当者だけでは手薄となっていた社会福祉分野などの専門家に新たに執筆者に加わっていただくこととした。また、身近な問題をコラムというかたちで掲載していただいた。その結果、執筆された分野の広さは他に勝るものであると思っている。

紆余曲折を経ながら、なんとか刊行にまでこぎ着けた。法律文化社の舟木和久氏には、企画・編集から完成まで大変お世話になった。本邦初の「子どもと法」とはならなかったものの、完成したのは氏に負うところが大きい。あらためてお礼を申し上げたい。

1994年に子どもの権利条約が日本で批准・承認されてすでに20年以上が過ぎた。その間、子どもの権利あるいは子ども法という分野の研究はかなり深めら

れた。しかし、1990年ころからの権利条約批准を求める運動が盛んな時期に比べると、子どもの権利保障に向けた社会の関心はやや下火となっているようにも感じる。本書が、あらためて子どもの権利や法への関心を高める一助となれば幸いである。

2016年6月19日

編者 丹羽 徹